

パート収入 103 万円以下 の考え方

パート収入の場合、給与所得控除額として最低65万円に加えて、基礎控除額38万円を控除することができます。103万円です。今回はこの103万円を中心に考えてみたいと思います。

〔月々85,800円のパート収入〕

仮に奥様のパート収入の年間合計額が103万円以下であれば、他に所得がなければ合計所得金額は、ゼロになり、奥様ご本人の所得税負担もゼロとなります。さらに所得税の計算上、ご主人の所得から配偶者控除として38万円を差し引くことができます。結果、奥様とご主人のダブルで税負担が軽減されます。

〔住民税との関係〕

所得税と同様に給与所得控除額は65万円ですが、基礎控除額は、住民税では33万円となりますので、合計98万円となります。従って、住

民税の場合は、98万円以下であれば、奥様ご本人の住民税負担はゼロとなります。

〔社会保険との関係〕

ご主人が会社員の場合、奥様は社会保険の被扶養者となりますので通常保険料の負担は発生しません。しかし、パート収入が130万円以上（60歳以上または身障者は180万円以上）になると、奥様ご自身も社会保険料負担が生じてしまいますので、この点にも注意が必要です。

〔103万円を超えた場合〕

奥様本人のパート収入が103万円を超えるとその収入に応じて所得税 住民税がかかります。ただし、配偶者特別控除という制度が別途用意されており、奥様のパート収入が103万円を超えて141万円未満の場合、その金額に応じて、ご主人の所得税の計算上、38万円から3万円の範囲で控除されます。

従って、奥様ご本人の税金負担や社会保険料負担、さらに、ご主人の所得控除の金額を総合勘案して、パート収入の年額を決めることが重要となります。

ナマの税務相談室

Q 先日、良い気持ちで海から帰宅したら、びっくり仰天。タンス、物置、格納箱などから中身がひっくり返され、床一面が山をなしていました。泥棒がわが家に侵入したのです。

A それは大変だったですね。不景気のせいかわ最近空き巣狙いの被害が多いので戸締りには十分気をつけなくてははいけませんね。ところで被害状況はいかがでしたか？

Q 泥棒なんて他人ごとだと思っていました。だから、見つけやすい所に置いていた金銭や宝石類は簡単に持っていかれました。とりあえず警察に連絡をし、被害状況の確認作業は大変でしたが、警察官から税務のほうも調べたら良いですよとアドバイスを受けまして本日は伺った次第です。

A 税法の取扱いは、今回のように泥棒に入られたなど、それなりの損害を被った場

びっくり仰天！ わが家に泥棒が

合、雑損控除といって納税者の所得から一定の金額を控除してそれに対応する税金を軽減する法律があります。対象となる資産は生活

に必要な資産、例えば、居住用家屋や資産等一定のもので、別荘等趣味や娯楽のための動産や不動産、1個または1組当たりの価額が30万円を超える貴金属類は対象とはなりませんのでご注意ください。

Q その場合、所得からの控除額はいか程になりますか。

A 例えば、損失から保険金で損失の一部を補てんされた場合、その金額を差し引き、その差額金からその年の所得の10分の1を差し引いた金額が控除額になります。なお、災害損失も併せてあった場合、5万円を超える災害損失金と比較して、いずれか多い金額が雑損控除の金額です。また、申告の際、警察等の証明、支出の領収書等が必要です。

ナマの税務相談室